

天理市告示第245号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成27年3月天理市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

天理市長 並 河 健

第12条第1項中「添えて」を「添えるとともに、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を提供し、又は資格確認書等を添付する方法（以下「個人番号提供等」という。）により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であることの確認を受けただうえ、」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第14条第2項中「添えて」を「添えるとともに、個人番号提供等により国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であることの確認を受けただうえ、」に改める。

第19条の見出し中「受給者台帳」を「台帳」に改め、同条中「精神障害者医療費受給者台帳（様式第12号）」を「台帳」に改める。

第24条第1項中「添えて」を「添えるとともに、個人番号提供等により高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けただうえ、」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第26条第2項中「精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請書（様式第13号）」を「認定申請書」に、「添えて」を「添えるとともに、個人番号提供等により高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けただうえ、」に改める。

第33条第1項中「添えて」を「添えるとともに、社会保険各法の規定による被扶養者にあつては、個人番号提供等により当該被扶養者であることの確認を受けただうえ」に改め、同項第1号中「及び社会保険各法に基づく被保険者証、

組合員証若しくは加入者証の写し」を削る。

様式第1号中

「

社会保険料	円	※	円	※	円	を
-------	---	---	---	---	---	---

」

「

社会保険料	円	円	円	に、
-------	---	---	---	----

」

「

障害者・特別障害者・寡婦(夫)・寡婦の特別・勤労学生の別	障・特障・寡婦(夫)・寡特・勤	障・特障・勤	障・特障・寡婦(夫)・寡特・勤
	※ 円	※ 円	※ 円

」

を

「

障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡婦・ひとり・勤	障・特障・勤	障・特障・寡婦・ひとり・勤
	※ 円	※ 円	※ 円

」

に、「被保険者証の記号番号」を「記号番号」に改め、「印」を削る。

様式第2号中

「

受給者番号							
(ふりがな) 氏名				生年 月日	年	月	日生

」



様式第13号（第24条、第26条関係）

（表）

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者） 認定（更新）申請書

対 象 者	ふりがな	居住地	
	氏 名	男 女	(住所)
	生年月日	年 月 日	個人番号
配 偶 者	氏名	住所	
扶 養 義 務 者	氏名	住所	
	対象者との続柄		

所 得 状 況	対 象 者	配 偶 者	① 扶 養 義 務 者	
② 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者)の合計数)	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
③ 所 得 額	円	円	円	
④ 控 除	雑 損	円	円	
	医 療 費	円	円	
	社 会 保 険 料	円	円	
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円	円	
	配 偶 者 特 別	円	円	
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円
	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	※ 円	※ 円	※ 円
肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円	
※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	

⑤ 加入医療保険	被保険者氏名	対象者との続柄	住所
	保 険 種 別	後期	本人家族 記号番号
	保険者番号及び名称		

⑥ 交付申請事由	1 精神障害者になったため	4 その他 ( )
	2 転入してきたため	(交付事由発生年月日)
	3 保険に新たに加入したため	年 月 日

※ 審 査	認 定 ・ 却 下
-------	-----------

上記のとおり精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）の認定を申請します。

年 月 日 申請者 住所

氏名

天理市長 様 電話

- (注) 1 ※欄は、記入しないでください。  
2 字は、楷書ではっきり書いてください。

(裏)  
同意書

年 月 日

天理市長 様

下記の者は、受給資格の判定のため、申請時及び受給期間中に住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び地方税関係情報の取得を行うことに同意します。

記

申請者	氏名	
	生年月日	
	住所	
配偶者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	
扶養義務者	申請者との続柄	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
	個人番号	

様式第14号及び様式第17号中「印」を削る。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第33条関係）

(表)

年 月 日

精神障害者医療費助成金（精神通院）交付申請書

天理市長 様

申請者（対象者又は保護者等）

住 所 天理市

氏 名

電 話

次のとおり、年 月 から 年 月 診療分に係る精神障害者医療費助成金の交付を申請します。また、認定に当たり、私及び私の世帯員の収入及び加入医療保険情報について公簿等を確認されることに同意します。

申請額 金 円

本人記入欄	対象者	フリガナ 氏 名	性別 男 女	生年 月 日	大正 昭和 平成	年 月 日	
		住 所	天理市 町				
	加入医療保険	加入者氏名	記号	番号	保険種別	国保・社保家族・後期高齢	
		記号及び番号			付加給付の有無	有・無	
		保険者番号			(有の場合は、その給付)	( 円)	
		保険者名称			保険者所在地		
		社保家族の場合の被保険者又は加入者の所得等の状況	被扶養者数 人 (うち老人 人)	給与所得控除後の金額B	所得控除の合計C	控除後の所得D-C	
		助成金の入金希望する金融機関	金融機関名・店番	(本・支)店 店番			
			口座の種別・番号	普通・当座	フリガナ 口座名義人		

医療機関等記入欄	年 月 分	総点数 点	うち総合支援法による負担点数 点	左欄に係る自己負担額 円
	医療機関の所在地、名称及び代表者名			
印				
上記のとおり診療を行い、自己負担金を領収しました。				

注1 医療機関等で上欄の証明が得られない場合は、当該自己負担額の支払いを証する領収書等を添付する。

※決定額	自己負担額 ( 円) - ( 付加給付額 円) = ( 助成額 円)
------	---

注2 ※欄は、記入しないでください。

受付
----

(裏)

診療年月	申請額	診療年月	申請額
年 3月	円	年 3月	円
年 4月	円	年 4月	円
年 5月	円	年 5月	円
年 6月	円	年 6月	円
年 7月	円	年 7月	円
年 8月	円	年 8月	円
年 9月	円	年 9月	円
年 10月	円	年 10月	円
年 11月	円	年 11月	円
年 12月	円	年 12月	円
年 1月	円	年 1月	円
年 2月	円	年 2月	円
小計	円	小計	円
診療年月	申請額	診療年月	申請額
年 3月	円	年 3月	円
年 4月	円	年 4月	円
年 5月	円	年 5月	円
年 6月	円	年 6月	円
年 7月	円	年 7月	円
年 8月	円	年 8月	円
年 9月	円	年 9月	円
年 10月	円	年 10月	円
年 11月	円	年 11月	円
年 12月	円	年 12月	円
年 1月	円	年 1月	円
年 2月	円	年 2月	円
小計	円	小計	円
申請額 合計			円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証（以下「被保険者証等」という。）の交付を受けている者で、改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第12条第1項に規定する個人番号提供等ができない場合は、当該被保険者証等の有効期間の満了の日までの間は、同条、第14条、第24条、第26条、第33条及び様式第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際現に改正前の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙で残部のあるものについては、新要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。